

愛媛県港湾協力団体募集要項

1. 募集目的

平成28年5月の港湾法の一部改正により、港湾協力団体指定制度が創設されましたので、港湾の管理等に幅広く御協力をいただくため、愛媛県管理港湾において港湾協力団体を募集します。

2. 港湾協力団体指定制度の概要

港湾協力団体指定制度とは、海辺での自然体験活動やクルーズ船寄港時のおもてなし等を行う民間団体を港湾協力団体に指定し、港湾管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、港湾の管理に民間団体等の多様な主体の参画を促すとともに、その自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、港湾協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査のうえで行います。

港湾協力団体に指定されると、活動を行ううえで必要となる港湾法上の許可等については、港湾管理者との協議の成立をもって許可があったものと扱われます。

なお、港湾協力団体としての活動以外では、港湾協力団体と称して活動を行うことはできません。

3 対象となる活動及び区域

(1) 港湾協力団体としての活動の内容

募集する活動内容は、次のうち、いずれか1つ以上の活動とします。

- ① 港湾管理者（愛媛県）に協力して行う港湾施設の整備又は管理
- ② 港湾の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③ 港湾の管理に関する調査研究
- ④ 港湾の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤ 上記の活動に附帯する業務

(2) 対象区域

県管理港湾の港湾区域及び港湾施設等を対象とします。申請にあたっては、活動を希望する区域を申請して下さい。

なお、現地の状況等により、港湾協力団体の活動にそぐわない区域もありますので、各地方局建設部・土木事務所へお問い合わせ願います。

4 申請資格

港湾協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第9条の2に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。また、偽りその他不正の行為により過去7年間に税に関する更正決定等がないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩ 港湾協力団体の指定を受けた場合に、港湾協力団体としての活動以外では、港湾協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて申請して下さい。

（1）添付書類

- ① 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- ② 活動実績報告書（おおむね5年間）（別添様式参照）
- ③ 活動実施計画書（おおむね5年間）（別添様式参照）
- ④ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る）
- ⑥ 4 ⑥から⑩の要件を満たすことを証する書類
- ⑦ その他、参考となる資料

（2）申請にあたっての留意事項

- ① 提出された書類は返却しません。
- ② 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ③ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

6 審査方法

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項を確認・審査した上で決定します。

（1）申請資格の確認

(2) 活動実績報告書の審査（継続性・公共性・活動姿勢）

港湾の管理に資する非営利活動を対象区間で継続的に行っており、港湾管理者との協力関係が確認でき、港湾の管理等に支障のある行為を行っていないこと。

継続性：直近おおむね5年間にわたり、港湾協力団体として活動を行う港湾区域において、港湾の管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

公共性：上記の非営利活動が、港湾管理者から後援された活動、港湾管理者と共同で実施した活動、その他の港湾管理者との協力関係が認められる活動であること。

活動姿勢：直近おおむね5年間において、港湾の管理又は他の民間団体等の行う港湾の管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

(3) 活動実施計画書の審査（実効性・貢献度・協調性）

活動実施計画の実効性、港湾の管理に対する貢献、活動に当たって地域との協調性が認められること。

実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

貢献度：港湾の管理に対する貢献が認められること。

協調性：活動に当たって地域（住民、市町、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(4) ヒアリング

審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施する場合があります。

7 結果の通知

(1) 港湾協力団体の指定を受けることになる法人等に対しては、港湾協力団体指定証（様式第2号）を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

(2) 上記港湾協力団体指定証には、法人等の名称及び活動を行う港湾区域を明記し、指定番号の登録を行います。

(3) 港湾協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

8 指定後の留意事項

(1) 港湾協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、港湾協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 港湾協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

(3) 港湾協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

- (4) 港湾協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了後に、当該計画期間の活動実績報告書を提出してください。なお、港湾管理者（愛媛県）の求めに応じ、活動状況について報告していただく場合があります。
- (5) 港湾協力団体の代表者が変更となった場合は、速やかに届出をしてください。
- (6) 港湾協力団体が名称又は事務所の所在地を変更しようとするとき又は港湾協力団体を解散しようとするときは、あらかじめ、その旨の届出をしてください。港湾管理者（愛媛県）はその旨を公示します。

9 指定の取り消し

港湾協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合は、指定を取り消されます。

- (1) 港湾協力団体の業務に対して、港湾管理者（愛媛県）が行う改善措置命令に違反した場合
- (2) 港湾協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合
- (3) 港湾協力団体から指定の取り消しの申請があった場合

港湾協力団体の指定を取り消した場合、港湾管理者（愛媛県）はその旨を公示します。

10 申請先、問い合わせ先

申請書等の提出及び申請に係る問い合わせ等は、港湾を所管する建設部・土木事務所（別記のとおり）をお願いします。

申請書は、持参、郵送またはメールにより提出してください。持参の場合の受付は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

附 則

この要項は、平成29年11月10日から施行します。

附 則

この要項は、令和3年1月18日から施行します。

(別記) 港湾協力団体の申請先、問い合わせ先

県管理港湾名	所在市町	申請先、問い合わせ先
寒川港	四国中央市	四国中央土木事務所 799-0404 四国中央市三島宮川4丁目6-53 0896-24-4455
三島川之江港		
東予港（東港地区）	新居浜市	東予地方局建設部
東予港（東港地区以外）	西条市	793-0042 西条市喜多川 796-1 0897-56-1300
波止浜港	今治市	今治土木事務所 794-0042 今治市旭町1丁目4-9 0898-23-2500
桜井河口港（56条港湾）		
宮浦港		
吉海港		
伯方港		
波方港		
菊間港		
弓削港	上島町	
松山港	松山市	中予地方局建設部 790-8502 松山市北持田町132 089-941-1111
中島港		
北条港		
伊予港	伊予市	
松前港	松前町	
長浜港	大洲市	大洲土木事務所 795-8504 大洲市田口甲425番地1 0893-24-5121
川の石港	八幡浜市	八幡浜土木事務所
三崎港	伊方町	796-0048 八幡浜市北浜1丁目3-37 0894-22-4111
宇和島港	宇和島市	南予地方局建設部 798-0036 宇和島市天神町7-1 0895-22-5211
玉津港		
岩松港		
御荘港	愛南町	愛南土木事務所 798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲2420 0895-72-1145